

会 議 録

会 議 名	令和6年度（2024年度）第4回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	
日 時	令和7年（2025年）1月24日 10時00分～12時00分	
場 所	八王子市役所本庁舎 全員協議会室	
出席者氏名	委 員	磯部 剛久委員、川津 明弘委員、尾寄 敏夫委員、千種 康民委員、鈴木 長一委員、井出 勲委員、添石 遼平委員、田中 裕之委員、五藤 篤委員、塚本 恵里香委員、荒井 雄司委員、大川 富美委員、下田 直啓委員、杉原 陽子委員、大久保 孝彦委員、井出 大委員、矢口 栄司委員（17名）
	事 務 局	福祉部 立花 等部長 高齢者いきいき課 吉本 知宏課長、佐藤 和彦課長補佐兼主査、齋藤 義明主査、辻 誠一郎主査、伊藤 茜主任、和泉 みのり主事、大内 夏奈主事 高齢者福祉課 長谷川 由美課長、太田 敏弘課長補佐兼主査、臼井 弘文主任 介護保険課 小林 真毅課長、長谷部 晃一課長補佐兼主査
欠 席 者	澤井 菊男委員（1名）	
次 第	1 開 会 2 地域ケア推進会議 地域課題解決機能の強化に向けた方針について 3 議題 老人憩の家サービスの見直しの方向性等について 4 報 告 （1）地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他自治体との比較について （2）令和6年度第1回八王子市高齢者施設整備審査部会の結果について （3）八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について （4）令和7年度高齢者福祉専門分科会の日程について 5 閉 会	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	0名	
配 付 資 料	次第 資料1-1 地域課題解決機能の強化に向けた方針について 資料1-2 八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画（抜粋） 資料2-1 老人憩の家サービスの見直しの方向性等について 資料2-2 老人憩の家サービスの見直しの方向性等について（答申案） 資料3-1 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他自治体との比較について 資料3-2 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域比較一覧	

	資料4 令和6年度第1回八王子市高齢者施設整備審査部会の結果について 資料5 八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について 資料6 令和7年度高齢者福祉専門分科会の開催日程について 参考資料1 八王子市高齢者計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)進捗管理シート
会議の要旨	
事務局	1 開会 定刻になりましたので、令和6年度第4回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会を開会いたします。 はじめに、資料につきましては、前回同様ペーパーレス化のため、委員が各自ご持参したタブレットやノートPC等で資料を閲覧いただくことを原則としております。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、資料を配付しますので、挙手をお願いいたします。 ≪資料確認≫ 次に会議の公開・非公開についてですが、八王子市市民参加条例第9条第3項及び八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条に基づき、原則公開となっております。また、公開することが適当でないと認めるときは非公開の決定を行うこととなっております。 本日、欠席委員は1名ですので開催要件は満たしております。傍聴者はいらっしゃいません。 それではここからは、八王子市社会福祉審議会条例第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき議事の進行を会長に委ねます。
杉原会長	2 地域ケア推進会議 「地域ケア会議」・「地域ケア推進会議」の理解を深める～市の施策につなげていくために～ それでは、次第に沿って議事を進行いたします。 はじめに、地域課題解決の強化に向けた方針について事務局から説明をお願いします。
事務局	通常、地域ケア推進会議は、高齢者福祉課から説明させていただくことが多いですが、現在、地域課題の解決に向けて、関連する所管が一丸となって検討を進める体制をつくっておりますので、課にとらわれず今回は高齢者いきいき課からお話させていただきます。 前提として、これまで以上に高齢者を取り巻く問題が複雑化してきており、行政が縦割りの仕事をしているだけでは解決できない課題がますます増えてきております。 例えば、重層的支援体制整備事業については、高齢者を支えれば良いだけではなく、その家庭の背景には、「障害を持った子どもがいる」、「生活困窮の問題がある」など、様々

な分野が連携しないと生活を立て直すことが難しいといった課題があります。

そのほか、総合事業のガイドライン改正により、これまで担ってきた総合事業に向けて、介護予防ケアマネジメントの方針を市が独自に考えなければならないことや、相談窓口を担う高齢者あんしん相談センターの役割の変化、相談窓口からプラン・ケアマネジメントを経てサービスを使っていく際に、自立した暮らしにつなげるためのサービスの在り方、要介護認定の在り方など、すべての所管が共に検討しないと方向性が見えないような課題となっております。

今までのようにそれぞれの課で検討して時々集まるという対応では、迅速に効果的な解決策を検討することが難しい状況が、9期計画策定の時期から顕在化してきております。

例えば、現在介護保険課が主導で、認定プロセスのD Xに向けて所管横断のプロジェクトが動いております。認定期間の短縮といった本人にとっての価値を生み出すことのほか、デジタルという手段は関係なく、相談を受け付けて、その人のリスクをアセスメントして、認定を経て適切なサービスにつなげるという一連の流れ自体を、総合事業ガイドライン改正も踏まえながら、より自分らしい暮らしの実現につながるように検討しています。

認定更新のお知らせに関しては、ただ書類を送るだけでなく、認定にあたってどういった流れが考えられるのか、より自分らしい暮らしを取り戻したいと思う場合はどのような選択肢があるかといったことを上手にお知らせすることができないか、庁内で検討を進めています。

一つの目的に向かって、それぞれの担当、所管で知恵を出し合うということを前提にしないと何も動かないということが、今回の問題意識です。

9期計画の中では、大きな目標を一つ設定しております。

資料1-2をご覧ください。こちらは、9期計画の抜粋です。

所管横断で考えなければならない難しい課題がますます発生している中で、所管の連携体制をつくりながら、地域包括ケアの核となる基幹型地域包括支援センターの体制整備を進めていくことをスタート地点としています。

具体的には、基幹型地域包括支援センターの在り方や庁内連携、包括の体制強化などについて議論しながら、八王子市としての課題解決体制をつくったうえで地域包括ケアアクションプランとして策定すると記載しています。

資料1-1をご覧ください。地域包括ケアアクションプランでは、一つひとつの課題の答えを記載するのではなく、課題に対して答えを出し続ける体制をどのようにするかということを示していきたいと思っています。

4ページをご覧ください。様々な課題がある中で、課題を収集すること以外に、現場の気づきを政策につなげていく仕組みが重要となります。

その上で、関係する所管が常に情報と目的を共有しながら連携する体制を構築し、様々な課題への優先度や議論に加える関係者を随時判断しながら、解決に向けた検討を連続的に行っていくような仕組みが必要になってくると考えております。本来は、課題検討

を進めていく体制についても9期計画の中に記載すべきでしたが、令和5年度中に完全に整理するまで至らなかったため、9期計画には令和6年度中に策定すると記載しております。

5ページでは、連携体制のイメージを記載しております。

前回の地域ケア推進会議でもお示した図ですが、地域包括ケア庁内連携会議が新しい連携体制のコアとなるものです。高齢者あんしん相談センターを支える基幹型地域包括支援センター（高齢者福祉課）と連携しながら動いていくことが、基本の体制となります。

その上で、基幹型地域包括支援センターと庁内連携会議が一体となって、高齢者あんしん相談センターへの支援や、高齢者あんしん相談センターで出てきた課題の吸い上げを行いながら、市の施策に反映できるものを反映していきます。

特に、地域ケア推進会議に上げる課題や、その結果を活用するまでの流れ自体が、今まで少し曖昧だったため、整理していきたいと思っております。

6ページをご覧ください。庁内連携体制の立ち上げが最初の段階でございまして、昨年度より議論を開始し、引き続き課題の検討を行っていく状況です。

その上で、年度中に課題解決体制に関するロードマップ（地域包括ケアアクションプラン）の策定を予定しております。

アクションプランを策定しつつ、正式な体制発足を待てないほどの急ぎの課題を最優先課題として選定し、随時対策を始めていきます。

それ以外の課題は、アクションプランに基づいて、具体的な対応をしていきます。令和7年度9月末までに課題の対応策を検討し、令和8年度予算要求につなげるために、マンパワーで対応する課題と予算化で対応する課題の切り分け及び優先順位付けを所管横断で検討していこうと考えております。

第10期計画（令和9～11年度）は、令和8年度に策定することとなっておりますので、地域包括ケアアクションプランの見直しとバージョンアップは、令和8年度中に行う必要があります。バージョンアップに向けた検討や、アクションプランに基づく連携体制での議論を踏まえて、10期計画に課題解決の体制を反映することを考えております。

アクションプランは、本来計画内で示すことが理想であると考えておりますので、第10期計画策定の段階では、計画とは別にアクションプランを策定することはしない予定です。

地域包括ケアアクションプランのイメージですが、庁内で連携しながら課題を一覧化しつつ、対処する順番や具体的な対応のほか、アウトプットを出す時期まで示したロードマップを策定することを想定しております。

通常の課題解決の対応は、年度から本格的に議論する予定ですが、特に急いで考えなければいけない課題の所管横断の検討は、今年度末から始めていく予定です。

最優先課題についてですが、7ページに現時点で想定される候補を挙げており、庁内連携の議論において優先順位を決めていく想定です。

杉原会長

続いて、8ページの地域包括ケア市内連携会議の今後の動きについてです。令和6年12月23日に市内連携会議のキックオフミーティングを開催しました。令和7年1月から3月までの期間は、今までの地域ケア会議や地域ケア推進会議で提示された課題の整理・抽出、昨年11月から12月に行った包括へのヒアリングから見えた課題の抽出、そして、最優先課題の選定やアクションプランの検討を進めていきます。来年度からは、本格的に具体的な体制づくりや解決策検討を行っていきます。

進捗管理については、基幹型地域包括支援センターである高齢者福祉課がメインになると想定しておりますが、福祉政策課、高齢者いきいき課、介護保険課のそれぞれの立場からも総力を結集して連動していく方向で準備を進めております。

今回は、今年度最後の分科会のため、アクションプランのたたき台をお示ししたいと考えておりましたが、現時点では今後議論していく段階となります。

説明は以上です。

委員の皆様からは、課題解決に向けた検討の考え方や最優先課題の候補等について、ご意見、ご質問をいただければと思います。

ご説明ありがとうございました。

私からも補足をさせていただきます。

資料1-1の5ページをご覧ください。皆様お集まりいただいている会議は、高齢者福祉専門分科会という会議ですが、前半は地域ケア推進会議の役割も担っています。

地域ケア推進会議は、市内21か所にある高齢者あんしん相談センターから出てきた様々な課題などを抽出し、それについて審議をして、市の施策に対して提案をする役割が求められている会議体です。

しかし、これまでの地域ケア推進会議で議論したことを振り返ると、高齢者あんしん相談センターから実態や課題、行っている取組についてお話を伺って、意見交換をするというところで終わっていました。

そういった状態が何回か続いており、現場の方のご意見を伺うことは非常に重要ではありますが、それだけでは前に進まないなので、具体的な審議をして施策に向けて提案をしていく必要があると思っております。

その前提として、地域ケア推進会議の回数も限られておりますので、市で様々な課題の抽出や案件の選定をしていただく必要があります。

これまでは市内21か所ある包括の取りまとめや後方支援を基幹型地域包括支援センターである高齢者福祉課が担っていましたが、課題が介護に限らず複雑多様化しているため、高齢者福祉課だけでは対応が難しいことが現状です。

市内の様々な所管が連携し合って、検討していかなければならないということで、地域包括ケア市内連携会議を高齢4課で設置したということが今の状態です。

先ほどの事務局からの説明は、市内連携会議を主体としつつ、様々な部署に跨るような重要課題について、どのようにアクションを起こしていくのか、どの部署がいつまでに何をするのかという計画を立てる仕組み、つまりアクションプランを具体的に定め、

	それに従って動いていくという内容であったと存じます。 アクションプランに基づいて設定された課題について、地域ケア推進会議でも審議していく流れになるかと思います。 以上を踏まえて、先ほどの事務局のご説明に関するご質問のほか、アクションプランや事務局が挙げた重要課題に関して、様々なご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。
磯部委員	2点意見がございます。 1点は、市は、高齢者あんしん相談センターの場所や対応してくれることについて、市民にわかりやすく広報しているのでしょうか。 もう1点は、先日高齢者あんしん相談センターのヒアリングに参加した際、センターが非常に努力されていることは理解できましたが、市民が何を求めているのかということがよくわかりませんでした。 ヒアリングに町会やシニアクラブの方に参加してもらい、困りごとなどを把握していけると良いと感じました。
杉原会長	ありがとうございました。事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	包括の周知につきましては、様々なイベントで周知するほか、パンフレットやリーフレットを作成し、配布しております。先日は、町会・自治会を通して地域包括支援センターに関する内容を八王子市内全域で回覧しました。 しかし、若い世代の方への周知があまり進んでないという現状がありますので、基幹型地域包括支援センターとして、引き続き包括の周知に努めて参ります。 また、高齢者あんしん相談センター運営部会のヒアリングで出された課題等も含め、町会・自治会の皆様や市民の皆様にとって大変深い関わりのある問題も数多くありますので、広く周知できるよう努めていきたいと思います。
杉原会長	非常に重要なご指摘をいただき、ありがとうございます。 高齢者あんしん相談センターが市民に知られていないという周知の問題は、これまでずっと言われている大きな課題であり、様々なツールを使って周知することは積年の課題だろうと思います。
尾寄委員	課題解決・機能強化に向けた取り組みイメージという表について、令和7年度前半で「庁内連携による課題検討」という記載がありますが、現代社会の問題点は、一つの市役所の課では解決できず、複数の課、あるいは部を横断して解決策を模索する必要があるということだと思います。その際の検討の仕組みづくりにおける提案ですが、庁内にはネットワークとパソコンがありますので、それを利用して、情報共有や意見交換を行うプロジェクトや検討委員会の場に活用できるようにしてはいかがでしょうか。

	理由は、通常抱えている仕事以外のものに関わっていくことが非常に難しい状況にあると考えているからです。 連携をすることは大事ですが、連携するための資料づくりや協議をする時間の確保をすること自体がかなり苦しくなってしまうと思います。職員を単に増やすことも難しい状況にありますので、今ある資産の中で、より効率的・効果的に協議をすることが大切であると思い、提案をさせていただきました。
事務局	例えば、現在認定審査プロセスのDXプロジェクトチームを立ち上げて課題検討をしており、メンバーで様々な意見を出し合える Teams というツールを活用して、業務の合間にアイデアを出し合うような仕組みを最近取り入れました。 今後、庁内連携会議を進める際も、Teams や市のサイト等を活用しながら情報共有に努めてまいりたいと考えております。
尾寄委員	ぜひそういったことを進めていただきたいと思います、
矢口委員	先ほど地域包括支援センターがあまり知られていないというお話がありましたが、病院の待合室などに包括が対応できることなどをスポット的に周知することも、広報には有効ではないかと思います。
添石委員	医療関係の施設などで広報を行うことは非常に重要だと思います。現在、地域包括支援センターごとに広報誌を作成していることをご存じの方もいらっしゃるかと思います。その広報誌は、近隣の薬局にも配布していただいております。薬剤師会にも各薬局でセンターごとに設置してほしいといったご要望もいただいております。すでにそういった取組は進んでいるという現状がございます。高齢者福祉課として推進しているというより、各センターでそういった取組を実施しているという現状があるかと思います。
川津委員	私は、八王子市の地域包括支援センターで勤務したことがあります。他市の地域包括支援センターでは、センター長を務めた経験もありますので、現場目線の話させていただきます。包括は社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーの3職種で賄っており、業務量が多すぎるため、先ほどお話いただいたセンターだよりも、普段の仕事をこなしながら作成することは非常に大変な作業です。 多くの相談を受け、訪問・トラブルへの対処を行う中で、様々なところに情報収集をして、地域の実情に合わせてテーマを考えたり、情報発信をしたりすることは非常に難しいです。資料には、センター人員の強化と挙げられておりますが、人も集まりにくいと思います。 もう少し高齢者あんしん相談センターの役割を簡素化させないと、現場の職員も手が回らず、心が疲弊してしまうと思います。現場のスタッフたちが、気持ちよく地域に出て仕事ができるような環境づくりをすることが非常に大事ではないでしょうか。

	基幹型地域包括支援センターも、センター長から上がってくる情報だけを鵜呑みにするのではなく、現場にいらっしゃる方々の声ももう少し聞いていただきたいと思います。 また、現場目線で感じることは、予防プランが多すぎるということです。 本来はアウトリーチが専門なはずですが、地域にも出て行けないような現状があります。なぜ、そういう環境を作ってしまったのかということをよく考えていただきたいと思います。 高齢者にはもちろんですが、包括圏域内の小中学校、高校の学生にも、高齢者に関する内容を相談できる窓口があるということを伝えられている事業所はほんのわずかだと思います。 人員が足りないこともそうですが、仕事の負荷がとても多いことや、地域ごとのニーズを基幹型がしっかり把握して、負担軽減案や体制の充実について検討していただきたいと思います。 コーディネーターの非常勤を常勤化とありますが、認知症地域支援推進員など、実際には兼務のような状態にあります。兼務になった場合、その分だけ仕事量が増えるだけです。何の仕事を減らしてほしいかという、おそらくプランや事務的な作業だと思います。課題や対策についてしっかりと数値化した上で、包括のプランの範囲を決めた方がよいと思いますし、より現場の職員の意見を吸い上げていただきたいと思います。
事務局	非常に重要なお意見をありがとうございます。今年度から9期計画が始まりましたが、負担軽減の対策として行ったことのひとつとして、8期計画に比べて人員の増員をしています。 先ほど広報誌も作成する時間がないとお話をいただきましたが、3職種以外の方の採用を可能にするための予算も要求させていただいております。 また、センター長の声だけではなく、現場のご意見を聞く必要があるということはおっしゃるとおりだと思います。現在、地域ケア会議に関しましては、高齢者福祉課の職員がすべて出席するようにしておりますが、各包括の現状を把握するほか、ご意見をより一層吸収できるようにする必要があると思います。 予防プランの策定については、非常に業務負担となっていると思いますので、法改正を含め、庁内連携会議でも重要な問題として検討していきます。
塚本副会長	庁内連携会議を設けるにあたって、情報の収集が肝になると思っております。 これから労働力人口が減っていく中で、DXやAIをいかに仕組みとして取り入れて情報収集をしていくかということが課題になるかと思います。9期計画の重要テーマ8に介護DXが項目として挙げられておりますが、DXとAIがどこまで検討されているかということにつきまして、ご教示いただければと思います。
事務局	地域包括ケアアクションプランの流れそのものの中核には、DXやAIは直接入っておりません。

	包括の負担軽減の部分には、D XやA I といった新しいテクノロジーは入ると思いますが、イメージされていることは、課題収集の部分では生成A I に地域ケア会議の議事録を読み込ませてみるといったことでしょうか。
塚本副会長	おっしゃるとおりで、包括の役割としてはアウトリーチが非常に重要だと思っておりますが、情報を文字化し整理した上で、課題として整え直すというところに非常に手間がかかっていると思います。 そういったところに、D XやA I を活用できないかということと、先ほど高齢3課の連携に関するお話もありましたが、個々の課題の収集の取組は、社会福祉協議会でもされているかと思しますので、その連携等も想定にあるかどうか併せてご教示ください。
事務局	A I の活用等については、他自治体の事例を情報収集してみます。 また、社会福祉協議会とは福祉政策課が密に連携しておりますので、連携の仕方も具体的に考えていけるかと思います。
千種委員	A I は、事務処理を軽減化するために様々な場面で活用されています。 メールも元の文章とキーワードを入力するだけで文案が作成され、それを確認・修正してメールすることができるなど、それだけで実際の事務作業は劇的に低減できます。 ほかにも、キーワードをいくつか入力して、そのキーワードで介護プランのベースが作成され、その後は専門職が修正を加えるだけでできるなど、圧倒的に作業が軽減されますし、専門職でなくてもできることが増えます。 高齢者あんしん相談センターのドキュメント作業は膨大だと思いますので、業務の半減もできるかと思います。 セキュリティの問題だけが懸念ですので、試行的に取り入れてみることから始めてはいかがでしょうか。問題なく取り入れられれば、もう少し広げていくという方法で活用すると、様々な作業が効率化できると思います。
井出大委員	横串をどれだけ刺せるかということが肝であると思っております。 私どもの領域でも、移動支援、防災、健康経営など、今までは通常に機能しており、一人の高齢者を支えられていましたが、年々構成員が減少・高齢化してその機能が失われていく中で、いかに現役世代の方々がキーパーソンとして機能し続けられるか、賃金を得ることができるかということは重要な課題です。 また、自分と別の領域の方々と話すときは、共通言語がないので非常にコンセンサスを得ることが難しいと感じております。 他分野の方々や他の専門知識を持っている方と、どのように共通言語を持って同じ方向を向けるかということは非常に大きな課題です。 そのため、この4課の連携は非常に素晴らしいと思いますし、特に災害支援は喫緊の課題ですので、ぜひご検討いただければと思っております。

井出勲委員	社会福祉の分野では地域共生社会がメインテーマになっており、多様な主体が連携して協働するといった仕組みが必要ですので、庁内の福祉部を中心に連携していくことは大きな一歩かと思いますし、ぜひ、庁内だけではなく民間も含めて広げていただきたいと思います。 また、先ほどお話にありましたが、課題の収集はすでにされていて、それは当たり前のことだと思います。 今求められていることは、情報収集の次に何をやるのかということです。検討体制というよりも、課題解決に対して実行する体制を整えていかなければいけない時期に来ているのではないかと感じました。 また、新たな連携体制のイメージですが、いかに包括をバックアップできるかということに尽きると思いますので、もう少しその部分について触れていただけると良いかと思いました。
杉原会長	非常に重要なお意見をいただき、ありがとうございます。 割と多い意見としては、包括の負担軽減に関する内容でしたので、最重要課題の一つとしてアクションプランの中にも位置付けてご検討いただきたいと思います。 その中でもテクノロジーを活用すれば、意外に軽減できる部分も多いのではないかと具体的なご意見もいただいておりますので、すぐに着手できるところから進めていただけたらと思います。次回の地域ケア推進会議では、進捗した状況を期待しております。 また、アクションプランや庁内連携会議についてご理解いただけたと思いますので、意見書などで様々なご意見をお寄せいただきますよう、お願いいたします。
添石委員	包括の負担軽減のお話がありましたが、今回の資料の中で、最優先課題として想定される候補がいくつか記載されておりますが、各項目が独立しているとは全く思えません。例えば、介護予防ケアマネジメントの在り方については、包括の負担軽減につながるということが一点です。 他職種、他機関との連携は、包括の負担軽減につながるかもしれませんが、包括の機能強化をするためには負担軽減が必要ですよね。 すべてがつながってくると思いますので、個別にやるのではなくて、肝となる部分を考えた上で、各項目の連携が必要だと思います。 多職種・多機関が連携したチームをつくるほか、負担低減するためにケアマネジメント予防プランのあり方考えるといった考え方ができると思いますので、あまり個別の項目にこだわるのではなく、すべて関連している中で肝がどこなのかを考えた上で、最優先課題を決定していただくという方向性につながると思います。
杉原会長	つい細かい個別の案件っていうところに着手しがちですので、一番の肝はどこかとい

杉原会長 事務局	うところを見据えてプランを検討していけたらと思います。 以上をもちまして、地域ケア推進会議に係る事項を終了します。 これより臨時委員の方は、傍聴席にお移りください。 2 議題 老人憩の家サービスの見直しの方向性等について それでは、老人憩の家サービスの見直しの方向性等について、事務局からご説明をお願いします。 それでは、資料2-1をご覧ください。 これまでの議論の振り返りになりますが、1（1）に記載されている諮問の内容に沿って、過去3回皆様にご議論いただきました。 （3）は、第3回の議論でいただいたご意見に対する回答の記載です。 資料2-2の説明をしながら、こちらの回答内容も含めて説明をさせていただきます。 それでは、資料2-2をご覧ください。 こちらは、答申案となります。年末に皆様へ第3回でお示しした答申案の修正案をお送りさせていただきまして、その際にいただいた委員の皆様からのご意見を再度反映しております。 修正意図は、コメントとして記載しております。 1 ページ目から順に修正箇所をご説明させていただきます。 1 ページは、基本的に文言の修正です。 2 ページは、（3）に開設年月日を追記したほか、（5）のハザードマップは、元々運営終了理由の一つとして挙げておりましたが、サービス内容の検討という趣旨と異なるのではないかというご指摘をいただきましたので、そちらから削除して基本情報に入れるといった整理をさせていただいております。 3 ページ（1）の財政状況の部分では、グラフと支出の見直しにあたる優先度の考え方を追記しております。 4 ページ（5）では、大規模改修の推計費用を1億4千万円とお伝えしておりましたが、あくまでも現時点のものになりますので、今後の土砂災害対応費用の発生や物価高騰を見込むとさらに高くなるだろうという文言を追記しました。 続きまして、6 ページの4は、「答申」というタイトルをつけておりましたが、こちらの文書全体が答申という形になりますので、「審議結果」というタイトルに修正しております。 4（1）は、恩方と長房の2か所でサービスを提供しておりましたが、審議会では恩方を中心に議論しましたので、長房については今後改めて検討するという文章に修正しました。 ウの費用対効果の記載につきましては、費用の公平性ということで、特定の地域ではなく市全体で考えるという文章を追加しております。 7 ページにお進みください。
--	---

	6 ページのウの続きですが、利用者の高年齢化についても触れる文章にしております。 下部にあるオの代替措置の必要性の（イ）につきましては、近隣施設に機器を移設するなどという具体的な記載にさせていただきました。8 ページは、文言の修正だけです。 9 ページにつきましては、ご意見を参考にして今後の施設の後活用につなげていけるような意図で修正しております、元の2 段落目と3 段落目の文章を合体しているほか、4 段落目に、今後のサービスの見直しの検討や、多様な主体が連携して実施する視点を入れております。 また、6 (1)には利用者アンケート結果を入れ込んでおります。 修正と追記箇所の説明は以上です。 前回までの議論で、答申案全体の方向性については皆様の合意があったかと存じますが、今回の事務局修正について、皆様のご意見の趣旨と違うのではないかとということなどがあれば、ご指摘いただきますよう、お願いいたします。
杉原会長	ご説明ありがとうございます。 皆様の意図と違う修正がされている、あるいは、文言がわかりにくい等ありましたら、ご意見をお願いいたします。
杉原会長	概ね大丈夫かと思いますが、順番に確認をしていきます。 《再度資料の修正・追記内容の確認》 9 ページの「5 おわりに」の4 段落目にある「さらに」という赤字が、施設の後活用につなげていけるような意図で追記したということですが、そのとおりの意図になっておりますか。 こちらの修正内容のご意見をいただいた委員の方は、事務局の修正案のとおりでよろしいでしょうか。
井出勲委員	居場所づくりは非常に大事なことだと思いますが、それを公共が担って提供することは現代には合わないのではないかと考えています。地域の力を使っていけば、費用も抑えられて、面白い取組ができるのではないかとしますので、多様な主体が連携して実施していく視点やそれを支援するといった内容が込められているので問題ないと思います。
杉原会長	ありがとうございます。 全体としては、事務局の作成された文案のとおりでよろしいかと思います。
添石委員	9 ページ目の「おわりに」の部分で、「市は」という段落がありますが、主語と述語の関係がよくわかりません。

	市が主語になっていますが、最後は「市に対して求める」となっています。 市は、積極的に情報発信を行うという流れになると思いますが、わかりづらいので修正していただけると助かります。
事務局	おっしゃるとおりですので、文言調整をさせていただきます。 ありがとうございます。
事務局	ただいま添石委員からご指摘いただいた点の修正をさせていただき、最後に会長の最終確認をいただいて決定という流れにさせていただければと思いますので、皆様ご了承いただきますよう、お願いいたします。
杉原会長	皆様、長きにわたって、非常に貴重なご意見をお寄せいただいたほか、真摯にご検討いただき、ありがとうございました。最終的な文言等は責任をもって確認したいと思います。 事務局から今後の流れについてご説明いただけますか。
事務局	最終的な文言調整を事務局と会長でさせていただき、最終的に決定となります。 答申案の決定を受けて、改めて市で恩方老人憩の家をどうしていくかという決定を進めることになります。 令和6年度中に決定する予定でありますので、皆様に随時情報提供をさせていただきます。 以上です。
杉原会長	住民の方へのご説明については、いかがでしょうか。
事務局	利用者への説明につきましては、おそらく決定後になるかと思いますが、対面での説明を検討しております。
杉原会長	承知いたしました。よろしくお願いいたします。
杉原会長	3 報告（１）地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他自治体との比較について 続きまして、報告事項（１）「地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他自治体との比較について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料３－１をご覧ください。 ２ページの報告趣旨について、介護保険制度では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組が求められております。

地域包括ケアシステムのさらなる強化に向けて、「見える化」システムを活用して、地域の実情を比較分析しています。

続いて、報告内容の部分ですが、説明文には「本資料4-1において、4-2の資料の内容を説明」とありますが、資料番号がずれてしまったため、それぞれ「3-1」、「3-2」とご訂正いただきますよう、お願いいたします。

報告意義につきまして、見える化システムを活用した地域分析は、国の保険者機能強化推進交付金等の評価指標の一つになっておりますので、各保険者が必ず実施しなければならないこととされています。

3ページをご覧ください。

本資料では「調整済み認定率」や「調整済み第1号被保険者あたり給付月額」という用語を度々記載しておりますが、「調整済み」とは、全国の保険者が同じ条件で比較できるように、第1号被保険者の性・年齢別人口構成及び地域区分別単価の影響を除外した、調整済みの数値をもとに比較を行うことということで、全国統一の基準になっております。

4ページをご覧ください。

都内の自治体における八王子市の位置づけを比較するための分布図です。

八王子市は、軽度認定率が12.5%で、49の自治体のうち6番目に高いですが、重度認定率は一番低いことがわかります。

軽度認定率につきましては、令和3年度から下降傾向で、全国平均に近づいている状況です。

重度認定率は全国的にも下降傾向にもありますが、新型コロナによりお亡くなりになったなどの自然減の影響が考えられます。

八王子市は軽度認定者が多いので、さらなるリエイブルメントが重要なため、第9期計画の施策をまたぐ重要テーマの一つとして掲げております。

6ページをご覧ください。

都内自治体における八王子市の1人あたり給付月額を比較するための分布図です。

八王子市の位置について、在宅のサービスは、49自治体中10番目に低い数値、施設居住系のサービスは、49自治体中13番目に低い数値となっております。

1人あたりの施設・居住系サービス給付月額は全国平均より低い傾向にあり、要介護3から5の重度認定率が全国平均より低いことによる影響だと考えております。

1人あたりの在宅サービス給付月額は、全国平均より低い傾向で、軽度認定率が全国平均より高く、かつ、在宅サービスの受給率が低いことの影響だと考えられます。

1人あたりの給付費につきましては、全国的に前年度より下降傾向で進んでおりまして、新型コロナ5類移行後も利用控えの影響が続いていたことなどが原因と考えられます。

八王子市は重度認定率が低く、軽度者の受給率も低いため、1人あたりの給付月額は、他市より低い状況です。

8ページをご覧ください。

	上の表では、重度者1人あたり給付月額が、全国平均・都平均より低い傾向となっており、重度認定率が全国・都平均より低いことなどの影響が考えられます。 軽度者1人あたり給付月額は、全国・都平均と同程度となっており、在宅サービスの受給者1人あたりの給付月額が、全国・都平均より低いことが影響しております。 下の表では、居住系サービスの受給率は1.3%となっておりまして、近隣市との比較でも八王子市は低い状況なっていることがわかります。 認知症高齢者グループホームなどの入居率も高くなっておりまして、今後も需要の高まりが予想されるため、計画的に施設の整備を行っていく必要があると考えております。 認知症高齢者グループホームにつきましては、9期計画でも3施設の整備が目標となっております。 こういった内容を受けて、第9期計画での施策の取組等の説明をさせていただきます。 相談・申請窓口へのアクセスが容易という点については、先ほどの地域ケア推進会議でもお話がありましたが、高齢者あんしん相談センターの機能をさらに強化していくと考えております。 9期計画では、施策目標の中で「多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している」状態を目指すことを掲げるとともに、基幹型包括を中心とした高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減及び関係者の連携強化」を重要テーマの一つとして掲げておりますので、先ほどの検討を進めていくということで考えております。 続いて、状態改善が見込める可能性が高い認定者が多く存在するという一方で、さらなる自立支援・重度化防止に向けた取組も、9期計画で進めていきます。 重要テーマでは、「高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進」、施策目標では、「住民が介護予防に資する活動に取り組み、要支援・要介護状態なりにくくなっている」という状態を目指すことを掲げております。具体的には、介護予防ポイントである「てくポ」や、短期集中予防サービスの利用促進・効果向上をさらに図っていくと考えております。 続いて、認定を受けていても利用していない人が多いという傾向にありますので、9期計画では、自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている」ということを施策目標に掲げておりまして、基本チェックリストの効果的な活用による、相談からリエイブルメントへのスムーズな流れづくり、介護認定業務プロセスの見直しやDXに向けた検討を今まさに進めているところです。 地域分析の結果を9期計画の取組、さらに10期計画に向けた検討に活かしていきたいと考えております。
杉原会長	ありがとうございました。 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。
尾寄委員	この資料では、八王子市の状況が全国レベル、あるいは東京都レベルと比較して、どの位置にあるのかということはいくつかわかりますが、本来どの位置にあるべきかということはいくつかわかりませんでした。

	また、なぜその位置に八王子市が置かれているのかということもわからないと思いました。今後、意識していただきたいと思うことは、現状に対して本来すべきことや、市の施策がどのように影響を与えたのかということ、そして、市民の意識変化など、分析をしっかりとって、新たな計画につなげられるようにしていくことが必要なのではないかと感じました。
事務局	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
杉原会長	ありがとうございました。 ただいまのご指摘は、非常に重要だと思いました。 改めて資料のグラフを見ると、例えば近隣の多摩市とかなり差がありますよね。 多摩市は、重度認定率も軽度認定率もどちらも低く、給付月額を見ても、八王子市と比べて在宅も施設居住系もかなり低いという状況にあります。 近隣でありながら、八王子市とかなり差があるということについて、その理由を分析し、どこを目指していくのかという目標設定が重要だと感じました。 ありがとうございます。
千種委員	7ページについて、2点あります。 1点目は、先ほど会長からもご指摘がありましたが、八王子市と多摩市と町田市はとても近い地域で、環境も似ていると思われるのですが、それだけ差があるのはどうしてかと疑問に思いました。基準は一律だとしても、運用上の基準がそこまでそろっていないのかと思いましたので、教えていただきたいです。 もう1点は、2年間ほどリエイブルメントを推進されて、軽度から正常に離脱できた人の話はピックアップされてきたと思いますが、その数値を上げて、八王子市はこの取組によって離脱率が増えたということが言えると、将来的には全国でも取り入れられるようになると思いますので、ぜひ先行して取り組んでいただきたいと思いました。
事務局	ご意見ありがとうございます。 10期計画に向けて、介護保険課、高齢者いきいき課、高齢者福祉課等、庁内でも計画策定の中で、調査や必要な分析を進めて、取り組んでいくべき課題と考えております。貴重なご意見ありがとうございました。
杉原会長	ありがとうございました。
杉原会長	3 報告（2）令和6年度第1回八王子市高齢者施設整備審査部会の結果について 続きまして、報告事項（2）「令和6年度第1回八王子市高齢者施設整備審査部会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

資料4をご覧ください。

趣旨について、八王子市では介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、第9期計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備に取り組むこととしています。整備にあたっては、質の高いサービスを市民に提供するため、地域密着型サービスの事業者を公募により選定します。

令和6年度の公募においては、認知症高齢者グループホーム1事業所、定期巡回随時対応型訪問介護看護1事業所、看護を含む小規模多機能型居宅介護2事業所の募集をしたところ、3事業者からの応募がありました。

書類審査の結果、すべての応募事業者が第一次審査を合格いたしましたので、第二次審査として第1回八王子市高齢者施設整備審査会を開催いたしました。

本日は、この施設整備審査部会の審査結果を報告いたします。

続きまして、内容についてです。

開催日時及び場所につきましては、令和6年10月17日（木）の15時から17時15分まで、八王子市役所805会議室において開催いたしました。

審査にあたりましては、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会より、塚本委員、田中委員、井出委員、川津委員、五藤委員にご出席いただきました。

また、臨時委員として、財務の知見を有するものとして東京税理士会八王子支部より推薦をいただいた直井委員にご出席いただきました。

なお、部会の会長として塚本委員、副会長として田中委員が選出されております。当日の欠席者はいらっしゃいませんでした。

続いて、審査対象事業者についてです。

アの株式会社土屋は定期巡回での応募、イの株式会社日本アメニティライフ協会は認知症高齢者グループホームでの応募、ウのALSOK介護株式会社も認知症高齢者グループホームでの応募となっており、計3事業者からご応募いただきました。

次に、選定された事業者の概要について説明いたします。

1つ目の選定事業所は、株式会社土屋で、提供サービス名は定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。開設予定日は令和7年4月1日、事業実績は岡山県井原市に所在地があり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、通所介護の23か所の事業所を運営しているほか、障害福祉サービス事業の重度訪問介護事業所の運営などを行っている事業所です。東京都内ではすでに板橋区と小金井市で2か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営しております。計画地は、八王子市片倉町1221番地20 ハイツ川幡B棟2階の片倉圏域です。整備区分は、事業者がアパートの1室の賃貸借契約を結び、事業所を開設する「事業者創設型」での整備となります。補助金活用につきましては、開設準備経費に係る補助金のみの活用です。

続きまして、2つ目の選定事業者は、ALSOK介護株式会社です。

提供サービス名は認知症高齢者グループホーム、開設予定日は令和8年4月1日です。事業実績につきましては、埼玉県さいたま市に所在地があり、グループホーム85か所、特定施設47か所、訪問介護66か所、居宅介護支援37か所、サービス付き高齢者向け住

	宅、通所、訪問看護、小規模多機能型居宅介護等の事業所を運営している事業者です。計画地は八王子市松木 19 番 6、19 番 7 の南大沢圏域です。整備区分は、土地オーナーが建物を整備し、運営事業者が賃貸借により運営する、「オーナー創設型」での整備となります。補助金の活用は、施設整備に関する補助金と、開設準備にかかる補助金となります。 続きまして、計画中の目標達成状況についてです。令和 6 年度におきましては、グループホーム 1 つの目標に対して、2 つの事業者から応募があり、1 事業者が選定されましたので、目標を達成できました。 小規模多機能型居宅介護は、2 か所で募集をかけましたが、応募に至らず、達成できておりません。 定期巡回の目標については、若干数ということで、今年度 1 件の達成という状況になっております。 その他といたしまして、小規模多機能型居宅介護事業所 2 か所の目標達成に向けて、3 度目の募集を行いました。今年度については応募がありませんでした。 達成状況によっては、令和 8 年度に目標達成の変更をする可能性があるということを報告させていただきます。
杉原会長	ありがとうございます。 時間の都合がありますので、報告事項（3）「八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について」も引き続きお願いいたします。
事務局	3 報告（3）八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について 八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定を行いましたので、報告させていただきます。 施設の名称は、八王子市高齢者在宅サービスセンター長房、指定管理者は医療法人社団光生会です。 指定の管理期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。 選定方法は公募で、1 次選考におきまして福祉部内で書類の審査及び応募資格についての審査を行い、合格者の決定がされました。2 次選考では評価会議を実施し、その結果、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年度第 4 回市議会定例会で、指定管理者の指定について議決がなされ、令和 6 年 12 月 17 日に指定を行いました。 高齢者在宅サービスセンターの指定についての報告は、以上となります。
杉原会長	ありがとうございました。 ただいまの 2 件の報告事項について、ご質問等ございますか。
尾寄委員	報告事項（2）高齢者施設整備について、2 ページ目「3 計画中の目標達成状況」の中に令和 6 年度グループホームの目標が「1」、達成が「1」と記載されておりますが、

	こちらの達成1とは、令和6年度第1回高齢者施設整備審査部会で決定した ALSOK 介護株式会社のことを指しているのでしょうか。 令和8年4月に開設されとのことです。令和6年度の達成に含めることに疑問を感じましたので、確認をさせてください。 また、報告事項（3）指定管理者の指定について、資料5の2ページ目にある評価点で、「合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。」とされていますが、6割で良いのかと感じました。7割8割と、もう少し基準を高くしても良いのではないのでしょうか。
事務局	整備目標の達成状況につきましては、施設整備審査部会の中で選定をされた場合に、達成とさせていただいております。その年度で選定がされたため、令和6年度中の達成と整理していることをご理解いただければと思います。 次の指定管理者の選定における配点につきましては、6割という配点は、全庁的に八王子市指定管理者制度ガイドラインで標準的な取扱いとして定められておりますので、そちらに合わせております。
尾寄委員	ありがとうございました。 1点目の計画目標について、個人的には施設が開設された状況で達成とみなした方が良いのではないかと思います。
事務局	東京都の補助を受けるために協議を行う必要もありまして、選定をしてその年度中に開設することが難しい状況です。3年間で目標を設定しておりますが、開設された年度を目標としてしまうとずれていってしまうため、選定をした段階で達成とさせていただいております。
杉原会長	ありがとうございました。 他にもご質問等あるかと思いますが、意見書等でお寄せください。
杉原会長	3 報告（4）令和7年度高齢者福祉専門分科会の日程について それでは報告事項（4）令和7年度高齢者福祉専門分科会の日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料6に日程と会場をそれぞれ記載しておりますので、口頭での説明はいたしません。
杉原会長	承知いたしました。 それでは、その他連絡事項について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	4 閉会 当日資料としてお手元に配付させていただいた参考資料1の八王子市高齢者計画・第

8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度) 進捗管理シートは、前期計画3年間の達成状況を記載しております。計画に載せた進捗指標の状況は、こちらと基本的には同じ内容を年度単位で報告しています。こちらの資料についてご意見等ございましたら、意見書にご記入いただきますよう、お願いいたします。

また、その他に本日の会議内容についてもご意見等ございましたら、意見書にご記入の上、郵送、FAXまたはEメールにて1月31日(金)までに事務局までお送りください。

本日の会議録については、後日、委員の皆さまに内容確認のため、草稿を送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

次回は、令和7年5月13日(火)午後2時から、八王子市役所本庁舎の801会議室で開催予定です。会議開催の約1か月前に開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。